

軽井沢町福祉医療費給付制度（自動給付方式）について

軽井沢町では、高齢者、障がい者（指定難病及び特定疾患の患者）、妊産婦、一部の母子家庭の母子等、父子家庭の父子に対し、医療費の一部を自動給付方式にて支給する福祉医療費給付制度を実施しております。

※自動給付方式とは、福祉医療費給付制度の申請時に口座を登録いただくことで、毎回申請をすることなく、受給者の自己負担分が差し引かれた額を福祉医療費として、登録口座に自動的に給付されるものです。

(※) レセプト（診療報酬明細書）は月ごと、医療機関ごと、また総合病院においては種別（入院・通院・歯科・調剤（処方箋ごと））で作成されます。

1. 支給対象者（下記すべての要件を満たしている者）

- ① 軽井沢町に住所を有する者
- ② 健康保険（組合・共済・協会けんぽ・国民健康保険等）に加入している者
- ③ 支給対象者区分表に該当する者

2. 使用方法

◎長野県内の医療機関窓口にて「福祉医療費受給者証」を提示してください。
(給付の対象となるのは、**保険適用分**となります。)

3. 自動給付方式の対象とならない場合

- ◎医療機関の窓口で福祉医療費受給者証を提示しなかった場合
- ◎長野県外で医療機関を受診された場合※福祉医療費給付制度は、長野県内の医療機関のみご利用いただけます。
- ◎通院費を申請する場合（登録口座に3～4ヶ月後にお振込みいたします。）

※医療機関の証明を受けた申請書の提出が必要となりますのでお問い合わせください。上記の場合は、医療機関の窓口では自己負担額（3割分等）を一旦お支払いください。その後、町へ申請すると自己負担額を差し引いた金額を支給いたします。申請用紙がありますので、福祉医療費受給者証と領収証（コピー可）をお持ちのうえ、役場住民課の窓口にお越しください。

4. 給付金額

◎1レセプトごとに500円（受給者負担金）を差し引いた額が福祉医療費として給付されます。
※68歳以上75歳未満の高齢者区分に該当となる方につきましては、1レセプトごとに窓口負担額が1割になり、差額の福祉医療費を支給します。

5. その他

- ◎福祉医療費の給付は高額療養費の確認などの事情がある場合を除き、原則診療月の翌々月の末日になりますので、預金通帳をご確認ください。
- ◎以下3点に変更があった場合、変更申請書の提出が必要となります。
①振込口座 ②住所（転出・転居） ③保険証（扶養の方の分が変更となる場合も必要です。）
- ◎高額療養費・付加給付金は、福祉医療費から除かれますので、別に手続きが必要になります。
※学校内での怪我等については、学校からの給付金（スポーツ保険）がありますので、福祉医療費給付の対象とはなりません。

6. 窓口でのお支払い例※窓口での支払額が500円以下の場合、給付はありません。

受給者負担金（窓口での支払額が3割の場合）

【例・・高齢者以外】病院での医療費が3,000円の場合

窓口での支払額（3割負担） $3,000円 \times 3割 = 900円$

受給者負担額が500円になるように福祉医療費を支給するので、

$900円 - 500円 = 400円$ （福祉医療費給付額）⇒後日振込となります。

【例・・高齢者】病院での医療費が3,000円の場合

窓口での支払額（3割負担） $3,000円 \times 3割 = 900円$

受給者負担額の1割になるように福祉医療費を支給するので

$3,000円 \times 1割 = 300円$ （受給者負担）

$900円 - 300円 = 600円$ （福祉医療費給付額）⇒後日振込となります。